

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費	事業開始年度	昭和29年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	疾病対策課	疾病対策課 難波 吉雄		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護に要する経費(生活扶助、教育扶助等)を同法第22条に基づき、国庫負担するものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護を行う。</p> <p>【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条】 都道府県知事は、入所者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現所在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定による援護(以下「援護」という。)は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。</p> <p>3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。</p> <p>4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。</p>					
実施状況	平成21年度は、15都道府県が行う事業について、委託を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	53	46	46	46	42
	執行額	36	30	28		
	執行率	67.9	65.2	60.9		
	総事業費(執行ベース)	36	30	28		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出先・使途の把握については、事業完了後に提出される事業実績報告により把握。				
	見直しの余地	<p>・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題とされている。</p> <p>・当該経費は、らい予防法により一家の支柱となるべき者が入所させられた場合の代替措置として、その家族に対し、生活保護に準じた援護を行う制度に必要なものであり、らい予防法廃止後も事実上療養所を退所できない状況を考慮し、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条にも引き続き規定されていることを踏まえると見直しをすることは困難である。</p>				
予算・監視の効率化	<p>一部改善(執行状況を予算要求に反映)</p> <p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく必要な事業であるが、毎年度恒常的に不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。</p>					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

厚生労働省
28百万円

交付決定、支給に関する指導等



【委託】

都道府県(15)
28百万円

A 都道府県
(内訳) 上位10者
沖縄県 8百万円
鹿児島県 5百万円
長崎県 4百万円
三重県 3百万円
大阪府 1百万円
兵庫県 1百万円
福岡県 1百万円
山口県 0.9百万円
群馬県 0.9百万円
熊本県 0.8百万円

生活保護法の基準に準じて援護を実施

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 沖縄県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
衛生費	賃金、旅費、需用費、役務費、使 用料及び賃借料、扶助費	8			
計		8	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0